平成２８年（フ）第２８９４号
東京都墨田区立花１丁目26－２－707
債務者　堀越　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９９号
東京都板橋区前野町４丁目15―12―116
債務者　立川　牧男
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０５号
東京都江戸川区篠崎町４丁目27―20
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０６号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目19―１―202
債務者　小玉　将也
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０８号
東京都江戸川区西小岩１丁目５－６－102
債務者　佐々木フミヱ
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０９号
東京都品川区旗の台４丁目８－５
債務者　服部亜紀子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９２０号
東京都品川区旗の台３丁目11－５－101
債務者　白須　淑子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９２４号
東京都新宿区西新宿５丁目23－８　第一加賀美コーポ102
債務者　藤川　雄介
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９２６号
東京都西東京市南町４丁目９―26　レオパレス田無第２　202
債務者　伊藤のぞ美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３１号
東京都世田谷区三宿１丁目24―19―305
債務者　ドルグロ真理栄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３７号
東京都板橋区清水町26―10―202
債務者　黒崎　　剛
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４１号
東京都足立区中央本町１丁目12―27―307
債務者　横井　順二
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４２号
東京都杉並区和田３丁目３―23―105
債務者　久富　数子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４３号
東京都江東区東砂６丁目19―10―102
債務者　木村恵津子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４４号
東京都足立区千住仲町31―12
債務者　蓮　サチ子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部